

奈良県地域防災計画 新旧対照表別紙について

- 別紙1 水害・土砂災害等編、地震編 第1章第2節
「防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」
- 別紙2 水害・土砂災害等編、地震編 第2章第3節
水害・土砂災害等編、地震編 第3章第3節
「帰宅困難者対策計画」
- 別紙3 水害・土砂災害等編、地震編 第3章第1節
「避難行動計画」 避難の情報に関する説明表
- 別紙4 水害・土砂災害等編、地震編 第3章第6節
「活動体制計画」 奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）
- 別紙5 水害・土砂災害等編、地震編 第3章第6節
「活動体制計画」 奈良県災害対策本部 事務分掌
- 別紙6 水害・土砂災害等編、地震編 第3章第7節
「災害情報の収集・伝達計画」
 - ①：水害・土砂災害等編
 - ②：地震編
- 別紙7 水害・土砂災害等編、地震編 第3章第12節
「支援体制の整備（県外で災害発生の場合）」
奈良県災害支援対策本部 事務分掌
- 別紙8 水害・土砂災害等編 第3章第31節
「水防活動計画」
- 別紙9 地震編 第5章第2節
「南海トラフ地震臨時情報」

第2節 防災関係機関が処置すべき事務 又は業務の大綱

第1 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画

<p>奈良県警察本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の搜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
----------------	---	--	--

第2 市町村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
<p>各市町村</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 災害時要援護者の福祉的処遇 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

	<ul style="list-style-type: none"> 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 災害時要援護者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 10. 避難の勧告または指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援 	
--	--	--	--

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用 	<p>水害・土砂災害編のみに記載</p>
近畿総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 	
近畿財務局奈良財務事務所			<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に

			<p>対する緊急措置の指導要請</p> <p>3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資</p> <p>4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資</p> <p>5. 国有財産の無償貸付等に関すること</p>
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	<p>1. 職業の斡旋</p> <p>2. 雇用保険料の納期の延長に関すること</p> <p>3. 雇用給付金の支給等に関すること</p>
近畿農政局	<p>1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成</p> <p>2. 農作物等の防災管理指導</p>	<p>1. 土地改良機械の緊急貸付</p> <p>2. 農業関係被害情報の収集報告</p> <p>3. 農作物等の病虫害の防除指導</p> <p>4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策</p>	<p>1. 各種現地調査団の派遣</p> <p>2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成</p> <p>3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策</p>
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべ

	備 2. 治山施設による災害予 防		り防止施設等 の災害復旧
近畿経済産業 局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業 保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の	

		<p>収集及び伝達</p> <p>2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供</p> <p>3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整</p> <p>4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請</p> <p>5. 特に必要があると認める場合の輸送命令</p>	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	<p>1. 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達</p> <p>2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整</p> <p>3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可</p>	
近畿地方測量部	<p>1. 地理空間情報の提供</p> <p>2. 地理情報システムの活用支援</p> <p><u>3. 防災地理情報の整備</u></p>	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台（奈良地方气象台）	<p>1. 気象予警報等の発表</p> <p>2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表</p> <p>3. 防災気象知識の普及啓発</p> <p>4. <u>防災対策に関する技術的な支援・助言（職員の派遣等）</u></p>	<p>1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用</p> <p>2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供</p>	

大阪海上保安 監部		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集 2. 被災者の捜索救助活動 3. 被災者等の搬送 4. 救援物資の輸送 	
近畿地方環境 事務所			<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
<u>近畿中部防衛 局</u>		<ol style="list-style-type: none"> <u>1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること</u> <u>2. 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること</u> 	

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4 施設団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 	災害復旧対策の支援

	(3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	
--	-------------------------------------	--	--

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本銀行（大阪支店）		1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

			5. 各種措置に関する広報
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
独立行政法人 水資源機構 (関西・吉野川支社)	所管ダム施設の保全	所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社 (西日本支店)	1. 所管ダム施設及び電力施設の保全 2. 気象観測通報についての協力	所管ダム施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧
大阪ガス株式会社 (ネットワークカンパニー北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧

日本通運株式会社（奈良支店）		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社（奈良支社）	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
桜井ガス株式会社 五条ガス株式会社 大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
大和平野土地改良区 倉橋溜池土地改良区 北倭土地改良区 白川溜池土地改良区連合	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

<p>讀賣テレビ放送株式会社</p> <p>株式会社毎日放送</p> <p><u>朝日放送テレビ株式会社</u></p> <p><u>朝日放送ラジオ株式会社</u></p>			
<p>株式会社朝日新聞社(奈良総局)</p> <p>株式会社毎日新聞社(奈良支局)</p> <p>株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局)</p> <p>株式会社産業経済新聞社(奈良支局)</p> <p>株式会社日本経済新聞社(奈良支局)</p> <p>株式会社中日新聞社(奈良支局)</p> <p>株式会社奈良新聞社</p> <p>一般社団法人共同通信社</p>	<p>1. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>2. 住民に対する予警報等の周知徹底</p>	<p>住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道</p>	

(奈良支局) 株式会社時事 通信社(奈良 支局)		株式会社奈良日日 新聞社を削除 (休刊のため)	
一般社団法人 奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の 編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確 保及び医療救護班 (JMAT)の派遣	1. 医療機関の 早期復旧 2. 避難所の医 療救護及び保 健衛生の確保
一般社団法人 奈良県病院協 会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び 派遣体制の整備	災害時における医療の確 保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期 復旧
一般社団法人 奈良県薬剤師 会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における 服薬指導 2. 医薬品等集積所にお ける医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医 師会	1. 歯型による身元確認等 の研修 2. 歯科医療救護班の編成 及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科 医療の確保及び医療救 護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への 口腔ケア班の 派遣による肺 炎予防活動 2. 歯科医療機 関の早期復旧
公益社団法人 奈良県看護協 会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	<u>1. 災害支援ナースの派 遣要請</u> <u>2. 災害支援ナースの派 遣調整</u>	
一般社団法人 奈良県LPガ ス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応 急対策	LPガスの災害 復旧
公益社団法人 奈良県トラッ ク協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
<u>富士運輸株式 会社</u>		<u>特殊車両その他可搬拠点 等の設置及び供与</u>	
奈良県土地開 発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の 復旧

奈良県道路公社を
削除(解散のため)

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保 斡旋 3. 縣市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練	市町村災害ボランティアセンターの運営支援	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時にお

			ける中央資金 源の導入
<u>奈良県葬祭業 協同組合及び 全日本葬祭業 協同組合連合 会</u>		<u>災害時等における棺及び 葬祭用品の提供</u>	
<u>一般社団法人 全国霊柩自動 車協会</u>		<u>災害時等における遺体の 搬送</u>	
<u>奈良県旅館・ ホテル生活衛 生同業組合</u>		<u>1. 災害時の要配慮者の 宿泊受入れ</u> <u>2. 災害時の帰宅等困難 者への支援</u>	
<u>公益社団法人 奈良県獣医師 会</u>		<u>1. 災害時の被災動物の 救護</u> <u>2. 災害時の被災動物飼 養者への支援</u>	

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模水害や台風等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、県及び市町村は、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

大規模水害や台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 他府県から奈良県へ通勤・通学する者（平成27年国勢調査）

(人)

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	29,388	17,791	2,196	8,572	57,947	192,768
通勤	21,152	15,125	1,355	6,793	44,425	164,871
通学	8,236	2,666	841	1,779	13,522	27,897

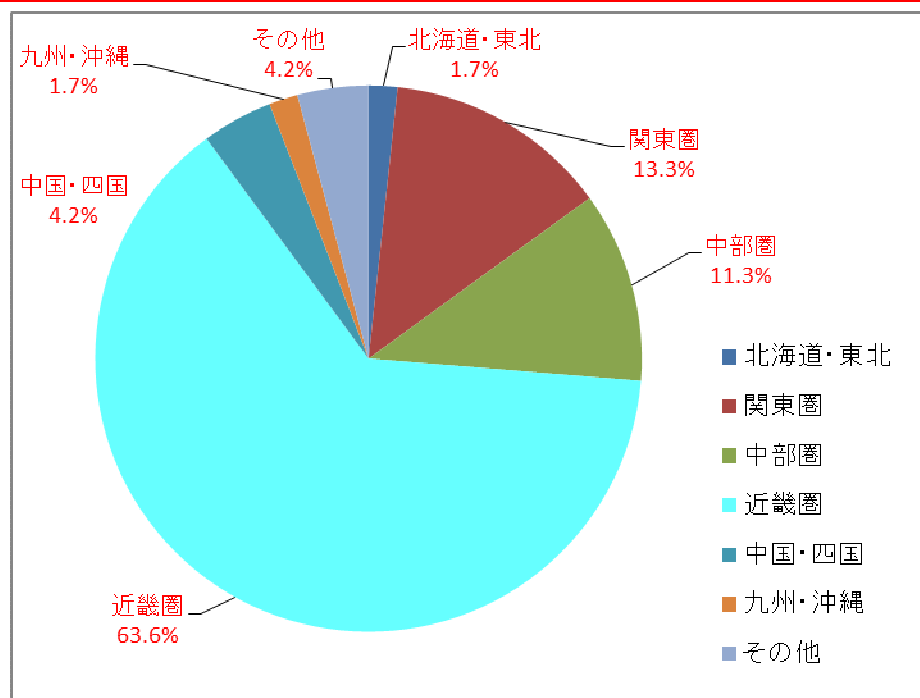
3 奈良県から他府県へ通勤・通学する者（平成27年国勢調査）

(人)

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	154,708	20,892	5,899	12,338	193,837	192,768
通勤	136,381	14,249	4,063	10,562	165,255	164,871
通学	18,327	6,643	1,836	1,776	28,582	27,897

4 観光客

(平成29年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)



第2 普及啓発

大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、県及び市町村は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、大規模水害や台風等の発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、県及び市町村は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合な

ど、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

県及び市町村は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 駅周辺等における滞留者対策

大規模水害や台風等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防災対策の充実に努める。

1 駅周辺等における混乱防止

大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、市町村は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、県及び市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

3 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4 帰宅困難者への支援対策

1 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

2 道路・鉄道路等の情報共有の仕組みの確立

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等を共有する仕組みの確立に努める。

3 代替輸送の仕組みの確立

県は、関西広域連合や隣接府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができる

よう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みの確立を図る。

第5 観光客等への支援対策

1 県は、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、Wi-Fi等の通信環境の整備に対する支援を行う。

2 県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平常時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

3 県は、店舗、施設、医療機関などの施設で利用可能な通訳サービス「奈良県多言語コールセンター」の周知に努める。

第 3 節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地震等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、県及び市町村は、東日本大震災や大阪府北部地震の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

第 1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

地震等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 他府県から奈良県へ通勤・通学する者 (平成 27 年国勢調査)

(人)

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	29,388	17,791	2,196	8,572	57,947	192,768
通勤	21,152	15,125	1,355	6,793	44,425	164,871
通学	8,236	2,666	841	1,779	13,522	27,897

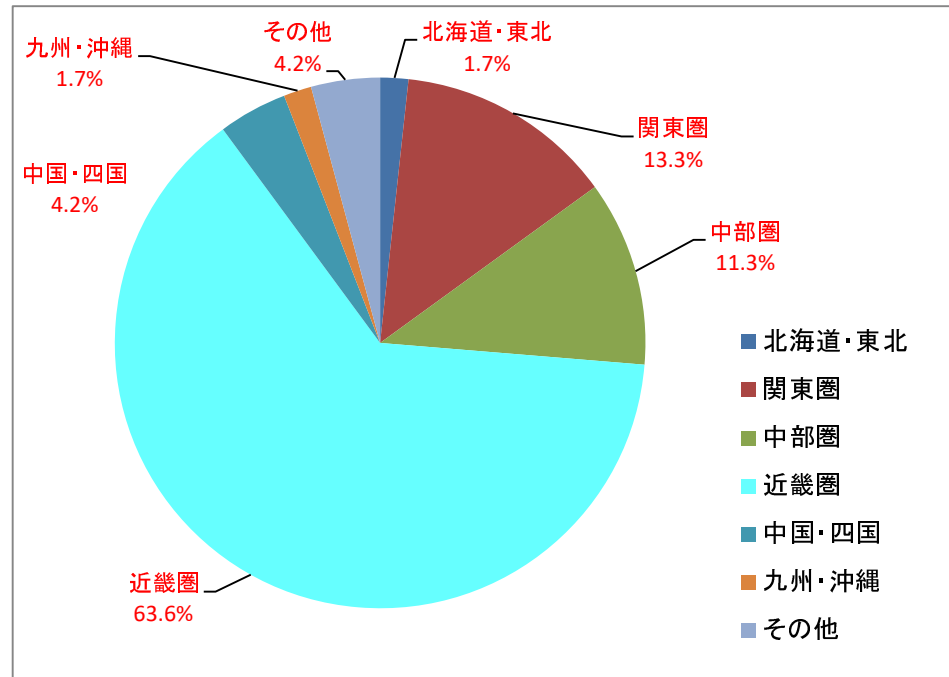
3 奈良県から他府県へ通勤・通学する者 (平成 27 年国勢調査)

(人)

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	154,708	20,892	5,899	12,338	193,837	192,768
通勤	136,381	14,249	4,063	10,562	165,255	164,871
通学	18,327	6,643	1,836	1,776	28,582	27,897

4 観光客

(平成29年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)



第2 普及啓発

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、県及び市町村は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、県及び市町村は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

県及び市町村は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 駅周辺等における滞留者対策

大規模地震等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防災対策の充実を図る。

1 駅周辺等における混乱防止

大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、市町村は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、県及び市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

3 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用や、関西広域連合、隣接府県・市町村、交通事業者をはじめとする民間企業、民間団体、NPO等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4 帰宅困難者への支援対策

1 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

2 道路・鉄道路等の情報共有の仕組みの確立

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等を共有する仕組みの確立に努める。

3 代替輸送の仕組みの確立

県は、関西広域連合や隣接府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠

組みの確立を図る。

第5 観光客等への支援対策

- 1 県は、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、W i - F i等の通信環境の整備に対する支援を行う。
- 2 県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平常時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。
また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。
- 3 県は、店舗、施設、医療機関などの施設で利用可能な通訳サービス「奈良県多言語コールセンター」の周知に努める。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業等における対応

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 駅周辺等における滞留者対策

1 駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や市町村が中心になって、市町村の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や市町村は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第3 帰宅困難者への支援

1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

2 道路・鉄鉄道等の情報共有

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等の共有に努める。

3 代替輸送

県は、関西広域連合や隣接隣府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

4 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

第4 観光客等への支援対策

県は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として開設・運営する奈良市の支援を行う。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業等における対応

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 駅周辺等における滞留者対策

1 駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や市町村が中心になって、市町村の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や市町村は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第3 帰宅困難者への支援

1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

2 道路・鉄鉄道等の情報共有

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等の共有に努める。

3 代替輸送

県は、関西広域連合や隣接隣府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

4 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

第4 観光客等への支援対策

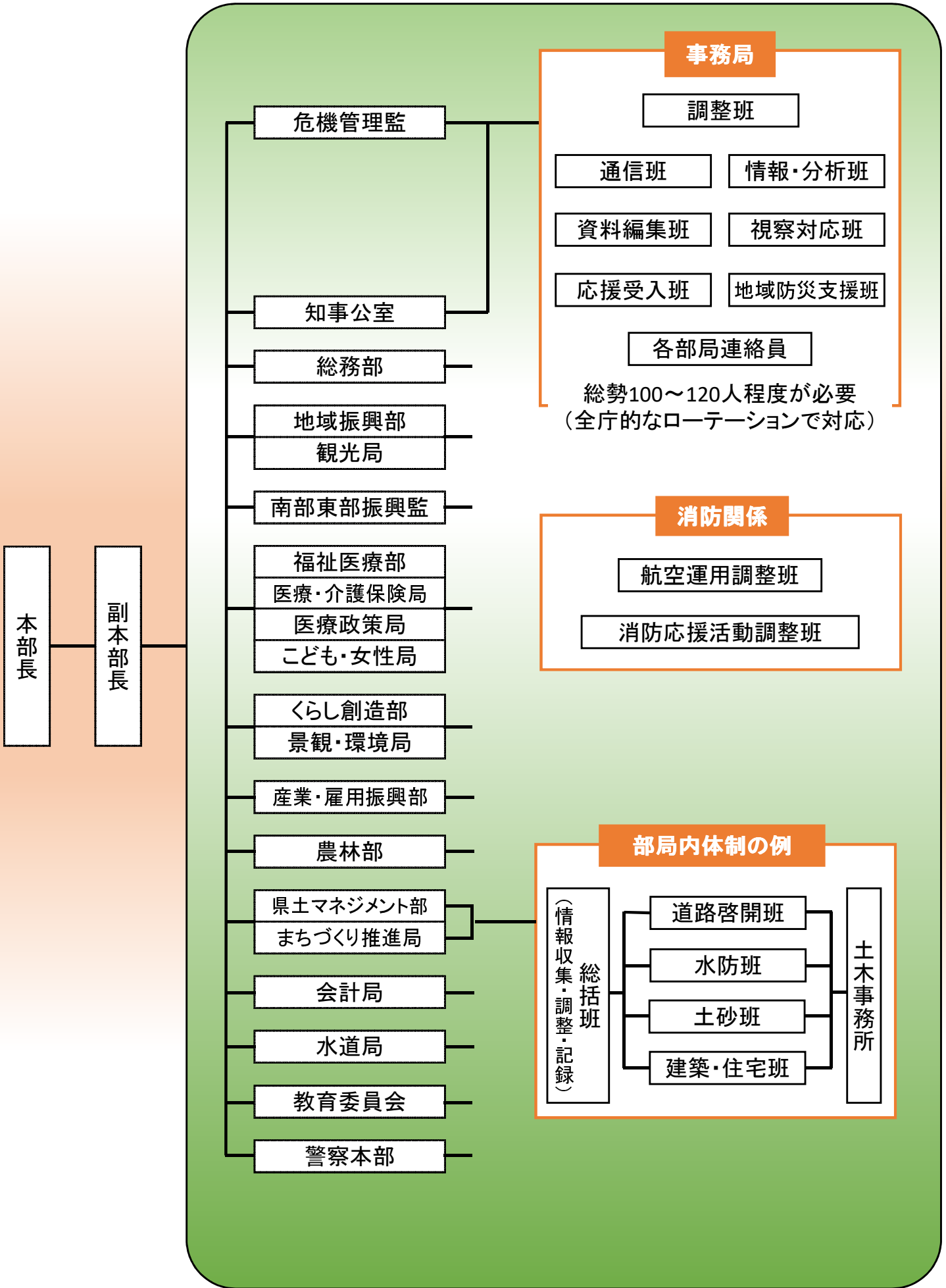
県は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として開設・運営する奈良市の支援を行う。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	市町村長	人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・災害時 要配慮者 等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般
【警戒レベル4】 避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
【警戒レベル5】 災害発生情報	市町村長	災害が発生したとき	・ 命を守るための最善の行動を促進	災害対策基本法第60条	災害全般

奈良県災害対策本部の組織図(イメージ)

【フラット型(部局・現場分権型)】



奈良県災害対策本部 事務分掌

別紙5

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
危機管理監 (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 6. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 7. 現地対策本部の設置に関する事 8. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 9. 災害救助法の適用に関する事
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事
	情報・分析班 (※1)	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事 3. 各種災害情報の分析に関する事 4. 本部長、本部事務局長への助言に関する事
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事
	応援受入班 (※3)	1. 国や他府県等からの応援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事

※1 情報・分析班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。情報・分析班では、県土マネジメント部職員は3及び4の業務を行う。なお、必要に応じて、3及び4の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。

※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。

※3 応援受入班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部、地域振興部の応援受入の窓口となる担当課で構成する。

※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、**福祉医療部**、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事
	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員及び調査員並びに調査客体の安否確認と各所官省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (会計局長) (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しない事
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	管財班 (管財課長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)
	情報システム班 (情報システム課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 執務環境の確保に関する事
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	協力班 (行政経営・ファシリティ マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地 域 振 興 部 部 長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副 部 長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと
	観光班 (ならの観光力向上課長) <u>(インバウンド・宿泊戦略室長)</u> (観光プロモーション課長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関すること
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関すること 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関すること 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること 5. 国や他府県等からの受援に関すること
	協力班 (文化振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 文化会館、橿原文化会館、美術館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること
	協力班 (文化資源活用課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 橿原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	<u>1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること</u> <u>2. パーク内動物の保護に関すること</u>
	エネルギー・土地水 資源調整班 <u>(エネルギー・土地水資源調整課長)</u>	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関すること 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関すること 3. 水道施設の被害状況の情報収集に関すること 4. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関すること
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関すること 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること
	<u>協力班</u> <u>(なら歴史芸術文化村整備推進室長)</u>	<u>1. 地域振興総務班への協力に関すること</u> <u>2. 本部事務局への応援に関すること</u> <u>3. 建設地の被害状況の調査・確認に関すること</u>
<u>文化財班</u> <u>(文化財保存課長)</u>	<u>1. 文化財の応急復旧に関すること</u> <u>2. 文化財の被害の状況調査に関すること</u>	

部 (部長副部長担当職) 福祉医療部	班 (班長担当職) 福祉医療総務班 (企画管理室長)	所 掌 事 務
部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保 対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課) (こども家庭課)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合 調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事 1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害 者、高齢者、乳幼児など支援が必要な者にかかる人的・物的 支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等 に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連 携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療 調整本部と連携
	○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調 達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上 輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部 と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連 携
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確 認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状 況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関 する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状 況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関 する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事
	○ 女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)	1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、 確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・ 確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 福祉医療総務班への協力に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、
 農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福祉医療部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長)	○ 子ども支援班 (こども・女性局長) (子育て支援課長) (子ども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援に関する事 5. 福祉医療総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、避難所等支援班と連携
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事
	DMAT調整班 <DMAT調整本部> (地域医療連携課主幹)	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事
	○ 医療支援調整班 (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事
	精神保健支援班 <DPAT調整本部> (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事
	○ 要医療者支援班 (健康推進課参事) (疾病対策課)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事
	○ 保健支援調整班 (健康推進課長) (疾病対策課)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
部 長 (くらし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (くらし創造部次長) (景観・環境局次長)	くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. くらし創造部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと
	青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. 愛玩動物の収容に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 橿原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (人権施策課長)	1. くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事
	協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 3. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 4. くらし創造総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事
災害廃棄物対策本部 本 部 長 (景観・環境局長) 統 括 (景観・環境局次長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理
	計画調整班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等
	処理推進班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊
	広域調整班 (環境政策課長)	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長)	産業・雇用振興総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さない事
副部長 (産業・雇用振興部次長)	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事
	○ 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、**福祉医療部**、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと
	救援物資班 (マーケティング課長) (※1)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事
	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事
	林業班 (林業振興課長) (新たな森林管理体制準備室長)	1. 林業関係被害の取りまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 5. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材についての体制整備及び支援に関する事 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
森林整備班 (森林整備課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林道の災害の応急復旧に関する事 5. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事	

※1 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)		班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	総括班	土木統括班※1 (技術次長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 公共土木施設に関する広報に関する事 3. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 災害協定に基づく応急活動に関する事 6. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 7. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に 関すること 8. その他部内の他の班に属さないこと
		土木総務班※1 (企画管理室長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事
	水防班	河川班※1 (河川課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に 関すること 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事
		土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に 関すること 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの 指示に関する事 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事
		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に 関すること
	道路啓開班	道路班※1 (道路管理課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回 路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に 関すること 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に 関すること
		公共交通班 (道路環境課長) (地域交通課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事
	都市施設班	都市施設班※1 (地域デザイン推進課長) (都市計画室長) (大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に 関すること 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事
		公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に 関すること 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に 関すること 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に 関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
		県土マネジメント部 部 長 (まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)
	現地班 現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (桜井土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (第二浄化センター所長) (吉野川浄化センター所長) (馬見丘陵公園館長) (奈良公園管理事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、**建築安全推進課**、**県有施設営繕課**が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
経 理 部 部 長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	○ 教育総務班 (企画管理室長) <u>(教育振興大綱推進課長)</u>	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)
	○ 学校教育・生徒指導支援班 (学校教育課長) (生徒指導支援室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水道部 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	・事故復旧対策の計画、指示 ・取水、送水対策の計画、指示 ・関係機関への連絡、情報収集に関すること ・庶務に関すること ・補償交渉に関すること ・その他、全般に関すること
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	・水道施設の調査、監視 ・浄水処理の監視、対策 ・水道施設、浄水処理に関わる報告
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	・送水対策の実施 ・送水に関わる情報の収集、報告
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	・事故復旧対策の実施 ・事故復旧状況の報告 ・復旧資機材の調達 ・被害調査の実施・報告
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	・水質調査、監視 ・水質調査の報告 ・対応措置、浄水処理方法の検討
	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	・事故復旧対策の総括 ・取水、送水対策の総括 ・現地対策部との連絡調整 ・広報、問い合わせの対応に関すること ・関係機関への連絡、情報提供 ・庶務に関すること ・その他、全般に関すること
	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	・事故復旧対策の指導、助言 ・事故復旧の情報収集、報告 ・復旧資機材調達の総括 ・取水、送水対策の指導、助言 ・被害調査の調査・報告の総括
	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	・現地対策部での支援活動

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備第三課長)	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警備本部の庶務に関する事 11. 警備本部長の特命事項に関する事 12. 他の班の任務に属さない事
	指揮支援班 (警備第二課長)	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事
	総務班 (総務課長)	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事
	装備班 (警務課長)	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借り上げに関する事
	留置管理班 (留置管理課長)	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事
	訟務班 (監察課長)	1. 訟務事案に関する事
	広報班 (県民サービス課長)	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事
	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 (厚生課長)	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事
	生活安全班 (生活安全企画課長)	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
<p>警 察 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>捜査班 (刑事企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事
	<p>交通班 (交通企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事
	<p>通信班 (機動通信課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事
<p>幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備本部長の特命事項に関する事

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

- ① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

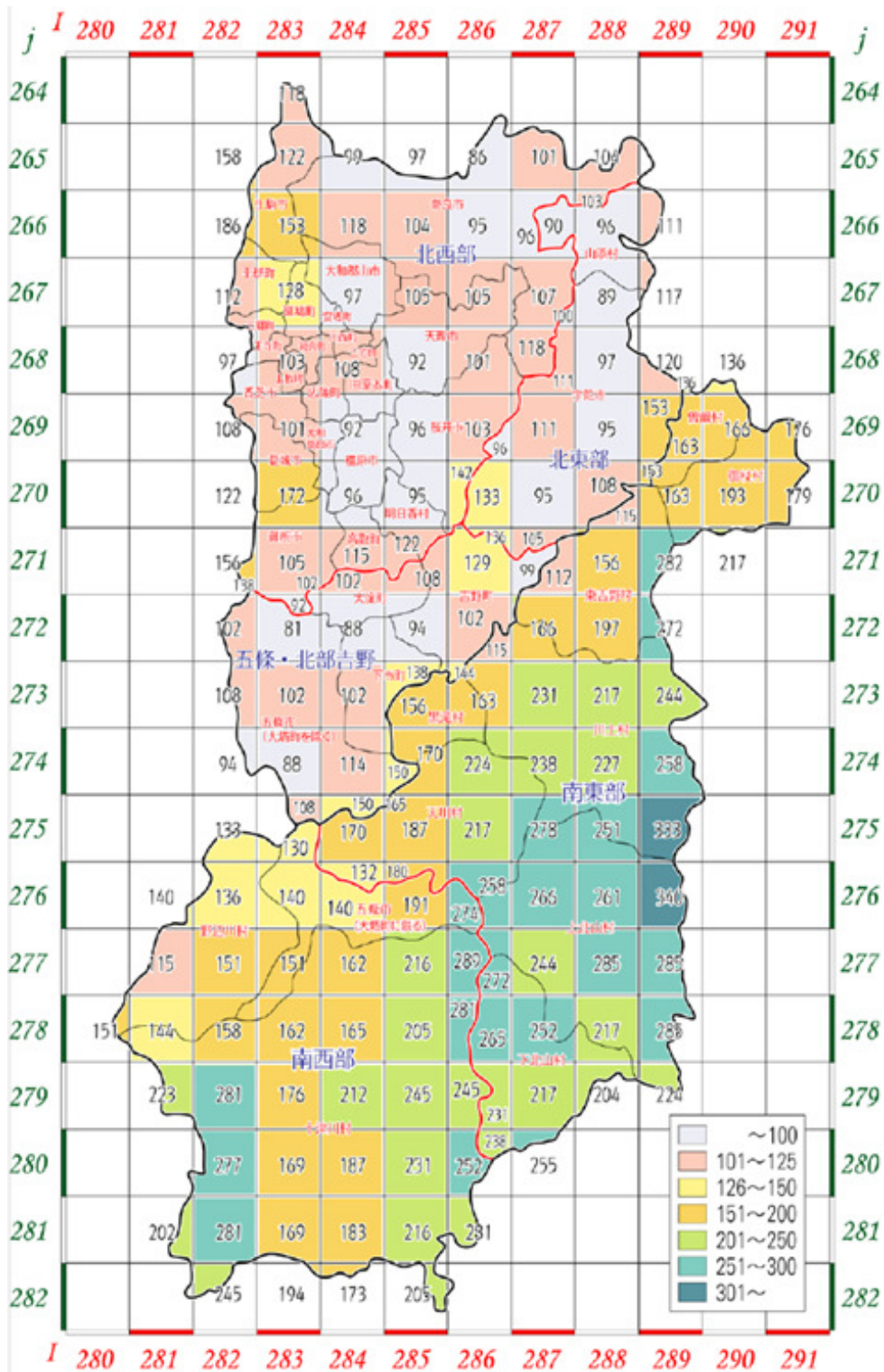
令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	86
	大和高田市	8	92
	大和郡山市	8	97
	天理市	10	92
	橿原市	10	92
	桜井市	7	95
	御所市	10	92
	生駒市	10	99
	香芝市	9	97
	葛城市	8	101
	平群町	7	112
	三郷町	8	97
	斑鳩町	7	103
	安堵町	8	97
	川西町	10	108
	三宅町	10	108
	田原本町	10	92
	高取町	8	96
	明日香村	8	95
	上牧町	10	103
王寺町	8	97	
広陵町	8	92	
河合町	7	103	
北東部	宇陀市	8	89
	山添村	6	89
五條・北部吉野	五條市北部	8	81
	吉野町	6	94
	大淀町	9	81
	下市町	9	88
南東部	曾爾村	11	136
	御杖村	13	163
	黒滝村	13	156
	天川村	13	132
	下北山村	13	204
	上北山村	13	204
	川上村	13	115
	粟吉野村	13	112
南西部	五條市南部	13	130
	野迫川村	13	115
	十津川村	13	144

数値の
時点修正

大雨注意報基準（土砂災害）
[5 km 格子毎の土壤雨量指数]

数値の
時点修正



(注) 土壤雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に溜まっている状態を示す指数であり、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準に使用している。

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=8.8、佐保川流域=5.8、菩提仙川流域=6.1、地蔵院川流域=3.9、秋篠川流域=6.4、岩井川流域=7.1、能登川流域=4.4、菩提川流域=3.6	富雄川流域=(5.8, 2)、佐保川流域=(5.5, 6)、菩提仙川流域=(5.6, 1)、秋篠川流域=(5.5, 6)、菩提川流域=(5.2, 8)	—
	大和高田市	葛下川流域=2.8、曾我川流域=14.5、高田川流域=5.5、太田川流域=3.8、葛城川流域=10.2、土庫川流域=2.8、住吉川流域=2.8	葛下川流域=(5.2, 8)、葛城川流域=(5.10, 2)、土庫川流域=(6.2, 2)、住吉川流域=(5.2, 8)	—
	大和郡山市	富雄川流域=12、佐保川流域=17.3、高瀬川流域=5.5、地蔵院川流域=4、秋篠川流域=11.2	富雄川流域=(5.12, 2)、高瀬川流域=(5.5, 2)、秋篠川流域=(5.9, 3)	大和川上流[板東]
	天理市	布目川流域=4.5、大和川流域=17.7、寺川流域=14、布留川北流流域=3.2、布留川流域=8.1、西門川流域=3.6、真面堂川流域=4、高瀬川流域=4.1、菩提仙川流域=6.2	布目川流域=(5.4, 5)、寺川流域=(7.8, 8)、布留川流域=(5.7, 1)、真面堂川流域=(7.3, 2)、高瀬川流域=(5.3, 7)、菩提仙川流域=(7.5, 2)	—
	橿原市	曾我川流域=11.9、飛鳥川流域=7.3、寺川流域=10.2、葛城川流域=10.5、高取川流域=5.1、米川流域=5	飛鳥川流域=(6.6, 4)、寺川流域=(5.10, 2)、葛城川流域=(5.10, 5)、高取川流域=(5.4, 8)	—
	桜井市	大和川流域=10.9、寺川流域=4.9、纏向川流域=3.8、栗原川流域=4.8	大和川流域=(5.9, 3)、寺川流域=(5.4, 9)	—
	御所市	曾我川流域=3.7、葛城川流域=3.7、安位川流域=4.8、水越川流域=3.2	葛城川流域=(5.3, 7)、水越川流域=(7.2, 6)	—
	生駒市	竜田川流域=5.1、富雄川流域=6	竜田川流域=(5.5, 1)、富雄川流域=(5.6, 2)	—
	香芝市	葛下川流域=4、竹田川流域=4.6、熊谷川流域=3.9、原川流域=2	葛下川流域=(7.2, 9)、竹田川流域=(7.3, 7)、熊谷川流域=(5.3, 6)	—
	葛城市	葛下川流域=2.4、熊谷川流域=3.6、高田川流域=3.3、太田川流域=2.8、葛城川流域=10.2、安位川流域=4.8	葛下川流域=(5.2, 4)、熊谷川流域=(5.3, 6)、太田川流域=(5.2, 2)、葛城川流域=(5.10, 2)	—
	平群町	竜田川流域=13.3	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流[板東]
	斑鳩町	竜田川流域=14.4、富雄川流域=16.4	富雄川流域=(5.11, 4)	大和川上流[板東]
	安堵町	富雄川流域=16.2、岡崎川流域=5.1	富雄川流域=(5.13, 1)	大和川上流[板東]
	川西町	大和川流域=19.2、曾我川流域=19.9、飛鳥川流域=12、寺川流域=12.3	飛鳥川流域=(7.9, 5)、寺川流域=(7.8, 8)	大和川上流[板東]
	三宅町	曾我川流域=14.6、飛鳥川流域=11、寺川流域=13	飛鳥川流域=(6.8, 7)、寺川流域=(7.9, 3)	—
	田原本町	大和川流域=13、曾我川流域=14.6、飛鳥川流域=10.2、寺川流域=13.5、西門川流域=4	大和川流域=(7.10, 4)、飛鳥川流域=(6.9, 2)、寺川流域=(7.8, 9)	—
	高取町	曾我川流域=11.9、高取川流域=3.8	高取川流域=(5.3, 6)	—
	明日香村	飛鳥川流域=7.4、高取川流域=4.6	高取川流域=(5.4, 6)	—
	上牧町	葛下川流域=8.4	—	—
	王寺町	葛下川流域=9.7	—	大和川上流[板東]
	広陵町	曾我川流域=14.6、高田川流域=7.4、葛城川流域=10.8、土庫川流域=3.1	土庫川流域=(6.2, 2)	—
	河合町	葛下川流域=9.6、佐味田川流域=4.2、曾我川流域=19.9、高田川流域=7.9	葛下川流域=(5.9, 2)、佐味田川流域=(5.4, 2)	大和川上流[板東]
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=5.4、室生川流域=12、内牧川流域=8.3、芳野川流域=6.1、四郷川流域=4.6	宇陀川流域=(5.5, 2)、芳野川流域=(5.5, 7)、四郷川流域=(5.4, 4)
山添村		深川流域=4.8、笠間川流域=8	—	名張川[名張]
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=40.8、丹生川流域=22.8、宗川流域=13、八幡川流域=4、寿命川流域=3.8、西川流域=3.7、北川流域=3.5、宇智川流域=3.6	吉野川流域=(5.40, 8)、丹生川流域=(6.22, 8)、西川流域=(5.3, 7)、宇智川流域=(6.2, 9)	紀の川[五條]
	吉野町	吉野川流域=48.2、志賀川流域=4、高見川流域=25.5	吉野川流域=(5.45, 9)、志賀川流域=(5.3, 7)	—
	大淀町	吉野川流域=41.9	吉野川流域=(5.41, 9)	—
	下市町	吉野川流域=41.2、丹生川流域=13.9、秋野川流域=7	吉野川流域=(5.41, 2)、丹生川流域=(5.13, 9)、秋野川流域=(5.5, 6)	—
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=13.8	—	—
	御杖村	名張川流域=5.5、曾野川流域=6	名張川流域=(6.5, 5)	—
	黒滝村	丹生川流域=8.8	丹生川流域=(10.7, 2)	—
	天川村	熊野川流域=21.2、洞川流域=10.3	熊野川流域=(10.17, 2)	—
	下北山村	北山川流域=54.4、池郷川流域=10.9	—	—
	上北山村	北山川流域=28.9、小椋川流域=12.8	小椋川流域=(10.10, 2)	—
	川上村	吉野川流域=30.4、本沢川流域=16.4	本沢川流域=(6.16, 4)	—
	東吉野村	高見川流域=24.2	—	—
南西部	五條市南部	川原樋川流域=26.4、熊野川流域=32.2	熊野川流域=(6.32, 2)	—
	野迫川村	川原樋川流域=26.1、池津川流域=10、北股川流域=6.6、中原川流域=9.1	池津川流域=(10.8, 2)、北股川流域=(10.6, 6)	—
	十津川村	熊野川流域=60.8、北山川流域=63.3、滝川流域=18.5、旭川流域=12.2	熊野川流域=(12.60, 8)、北山川流域=(12.63, 3)	—

数値の
時点修正

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(注) 流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

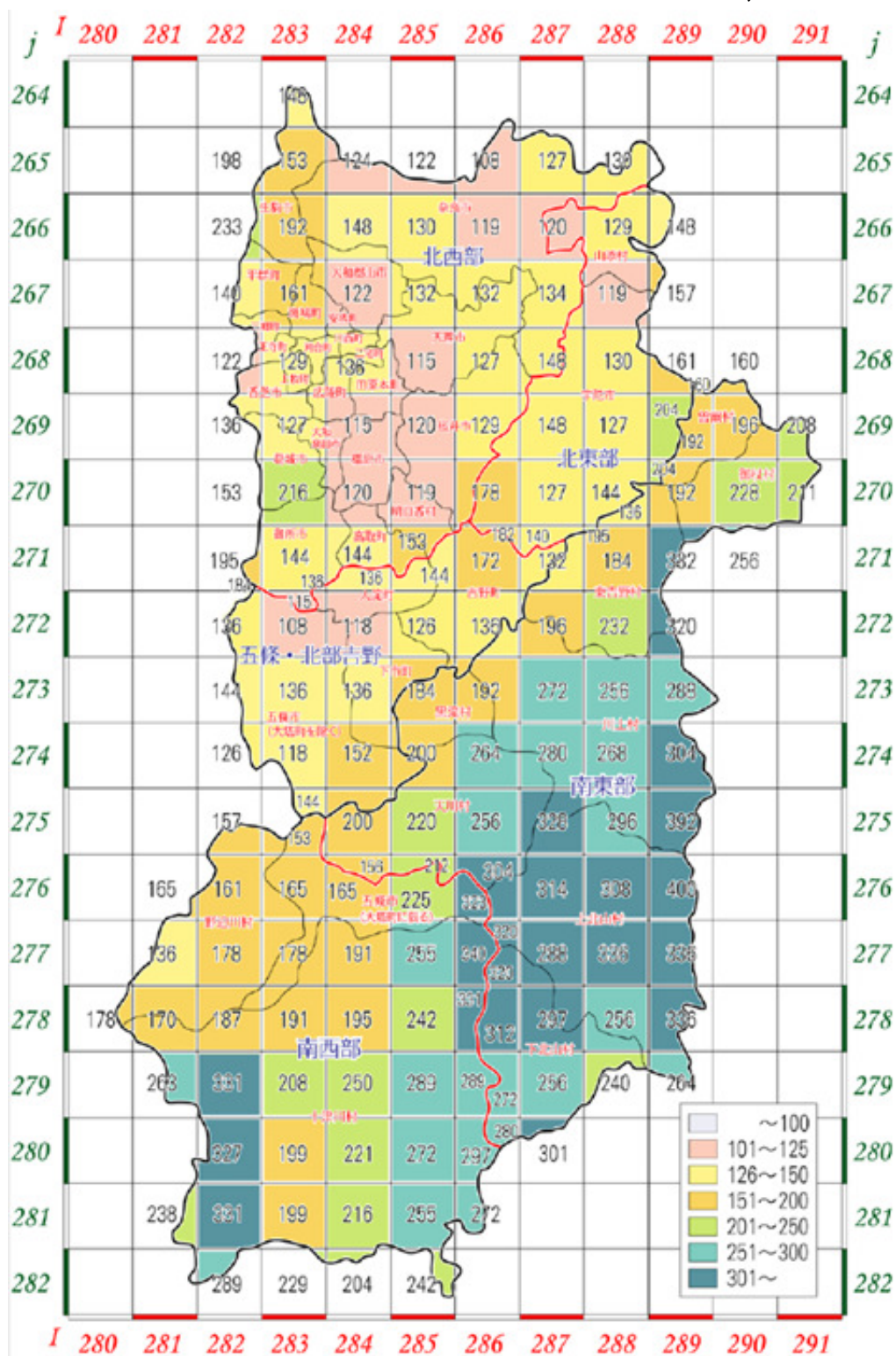
令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	16	108
	大和高田市	13	115
	大和郡山市	17	122
	天理市	16	115
	橿原市	18	115
	桜井市	13	119
	御所市	16	115
	生駒市	17	124
	香芝市	16	122
	葛城市	14	127
	平群町	13	140
	三郷町	17	122
	斑鳩町	15	129
	安堵町	18	122
	川西町	16	136
	三宅町	18	136
	田原本町	17	115
	高取町	16	120
	明日香村	14	119
	上牧町	18	129
王寺町	17	122	
広陵町	16	115	
河合町	17	129	
北東部	宇陀市	14	119
	山添村	13	119
五條・北部吉野	五條市北部	13	108
	吉野町	13	126
	大淀町	15	108
	下市町	14	118
南東部	曾爾村	21	160
	御杖村	22	192
	黒滝村	21	184
	天川村	21	156
	下北山村	21	240
	上北山村	21	240
	川上村	21	136
	東吉野村	21	132
南西部	五條市南部	21	153
	野迫川村	18	136
	十津川村	20	170

数値の
時点修正

大雨警報基準（土砂災害）
[5 km 格子毎の土壤雨量指数]

数値の
時点修正



④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=11.1、佐保川流域=7.3、菩提仙川流域=7.7、地蔵院川流域=5.3、秋篠川流域=8、岩井川流域=8.9、能登川流域=5.6、菩提川流域=4.5	—	木津川上流〔岩倉〕
	大和高田市	葛下川流域=3.6、曾我川流域=18.1、高田川流域=6.9、太田川流域=4.8、葛城川流域=12.7、土庫川流域=3.6、住吉川流域=3.5	葛下川流域=(5.3.2)、土庫川流域=(10.2.2)、住吉川流域=(6.3.1)	—
	大和郡山市	富雄川流域=15、佐保川流域=22、高瀬川流域=7、地蔵院川流域=5.3、秋篠川流域=14.1	高瀬川流域=(11.5.5)	大和川上流〔板東〕
	天理市	布目川流域=5.7、大和川流域=22.2、寺川流域=17.6、布留川北流流域=4.1、布留川流域=10.2、西門川流域=4.5、真面堂川流域=5、高瀬川流域=5.2、菩提仙川流域=7.8	布目川流域=(7.5.1)、寺川流域=(15.14.1)、真面堂川流域=(7.3.5)、高瀬川流域=(11.4.1)	大和川上流〔板東〕
	橿原市	曾我川流域=14.9、飛鳥川流域=10.1、寺川流域=14.7、葛城川流域=13.2、高取川流域=6.4、米川流域=6.3	—	—
	桜井市	大和川流域=14.4、寺川流域=7、纏向川流域=4.8、栗原川流域=6.1	—	—
	御所市	曾我川流域=4.7、葛城川流域=4.8、安位川流域=6、水越川流域=4	葛城川流域=(7.4.3)、水越川流域=(7.3.6)	—
	生駒市	竜田川流域=9.5、富雄川流域=7.6	竜田川流域=(7.8.4)	—
	香芝市	葛下川流域=5、竹田川流域=5.8、熊谷川流域=4.9、原川流域=3.5	葛下川流域=(9.3.2)	—
	葛城市	葛下川流域=3.1、熊谷川流域=4.5、高田川流域=4.2、太田川流域=3.6、葛城川流域=12.7、安位川流域=6	葛下川流域=(5.2.7)、太田川流域=(5.3.2)	—
	平群町	竜田川流域=16.7	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕
	斑鳩町	竜田川流域=18.1、富雄川流域=20.5	富雄川流域=(5.12.9)	大和川上流〔板東〕
	安堵町	富雄川流域=20.9、岡崎川流域=6.4	岡崎川流域=(6.4.1)	大和川上流〔板東〕
	川西町	大和川流域=24.1、曾我川流域=24.9、飛鳥川流域=15.1、寺川流域=17.5	寺川流域=(15.14.1)	大和川上流〔板東〕
	三宅町	曾我川流域=18.3、飛鳥川流域=14.3、寺川流域=17.5	寺川流域=(15.14.8)	大和川上流〔板東〕
	田原本町	大和川流域=16.3、曾我川流域=18.3、飛鳥川流域=14.2、寺川流域=16.9、西門川流域=5.1	寺川流域=(15.14.2)	—
	高取町	曾我川流域=14.9、高取川流域=4.8	高取川流域=(7.4.1)	—
	明日香村	飛鳥川流域=9.3、高取川流域=5.8	高取川流域=(7.5.2)	—
	上牧町	葛下川流域=10.6	—	—
	王寺町	葛下川流域=12.2	—	大和川上流〔板東〕
	広陵町	曾我川流域=18.2、高田川流域=9.3、葛城川流域=13.5、土庫川流域=3.9	土庫川流域=(10.2.2)	大和川上流〔板東〕
	河合町	葛下川流域=12.1、佐味田川流域=5.3、曾我川流域=24.9、高田川流域=9.9	—	大和川上流〔板東〕
北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.6、室生川流域=15.2、内牧川流域=10.4、芳野川流域=7.7、四郷川流域=5.8	宇陀川流域=(5.5.6)、芳野川流域=(11.6.3)	名張川〔名張〕
	山添村	深川流域=6、笠間川流域=10.1	—	名張川〔名張〕
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=51、丹生川流域=28.6、宗川流域=16.3、八幡川流域=5、寿命川流域=4.7、西川流域=4.6、北川流域=4.4、宇智川流域=4.5	吉野川流域=(7.5.1)、丹生川流域=(6.25.7)、西川流域=(6.4.2)	紀の川〔五條〕
	吉野町	吉野川流域=60.3、志賀川流域=5、高見川流域=31.9	吉野川流域=(7.5.1)、志賀川流域=(5.4.1)	—
	大淀町	吉野川流域=60.4	吉野川流域=(7.5.1.1)	—
	下市町	吉野川流域=62.7、丹生川流域=18.2、秋野川流域=8.8	吉野川流域=(7.50.3)、丹生川流域=(5.16.3)	—
南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=17.3	—	—
	御杖村	名張川流域=6.9、菅野川流域=7.6	—	—
	黒滝村	丹生川流域=11.1	丹生川流域=(10.10.6)	—
	天川村	熊野川流域=26.6、洞川流域=12.9	洞川流域=(10.11.3)	—
	下北山村	北山川流域=68、池郷川流域=13.7	—	—
	上北山村	北山川流域=36.2、小椋川流域=16	小椋川流域=(10.14.4)	—
	川上村	吉野川流域=38、本沢川流域=20.5	—	—
	東吉野村	高見川流域=30.3	—	—
	五條市南部	川原樋川流域=33、熊野川流域=40.3	—	—
南西部	野迫川村	川原樋川流域=32.6、池津川流域=12.5、北股川流域=8.3、中原川流域=12.6	北股川流域=(10.7.4)	—
	十津川村	熊野川流域=76、北山川流域=79.2、滝川流域=23.3、旭川流域=15.3	—	—

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

数値の
時点修正

⑤ その他警報・注意報等

令和元年5月29日現在

警報・注意報発表基準一覧表					
発表官署	奈良地方気象台				
府県予報区	奈良県				
一次細分区域	北部			南部	
市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部
警報	暴風(平均風速)	20m/s			
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm
注意報	強風(平均風速)	12m/s			
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧(視程)	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度85%			
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 ¹⁾			
	低温	最低気温-6℃以下(気温は奈良地方気象台の値)			
	霜	4月以降の晩霜			
	融雪				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm				
土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まったと判断される場合(詳細は下記※参照)				
竜巻注意情報	発達した積乱雲の付近で、竜巻等局地的な突風が発生すると判断される場合				

数値の
時点修正

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

⑥ 土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき奈良県と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

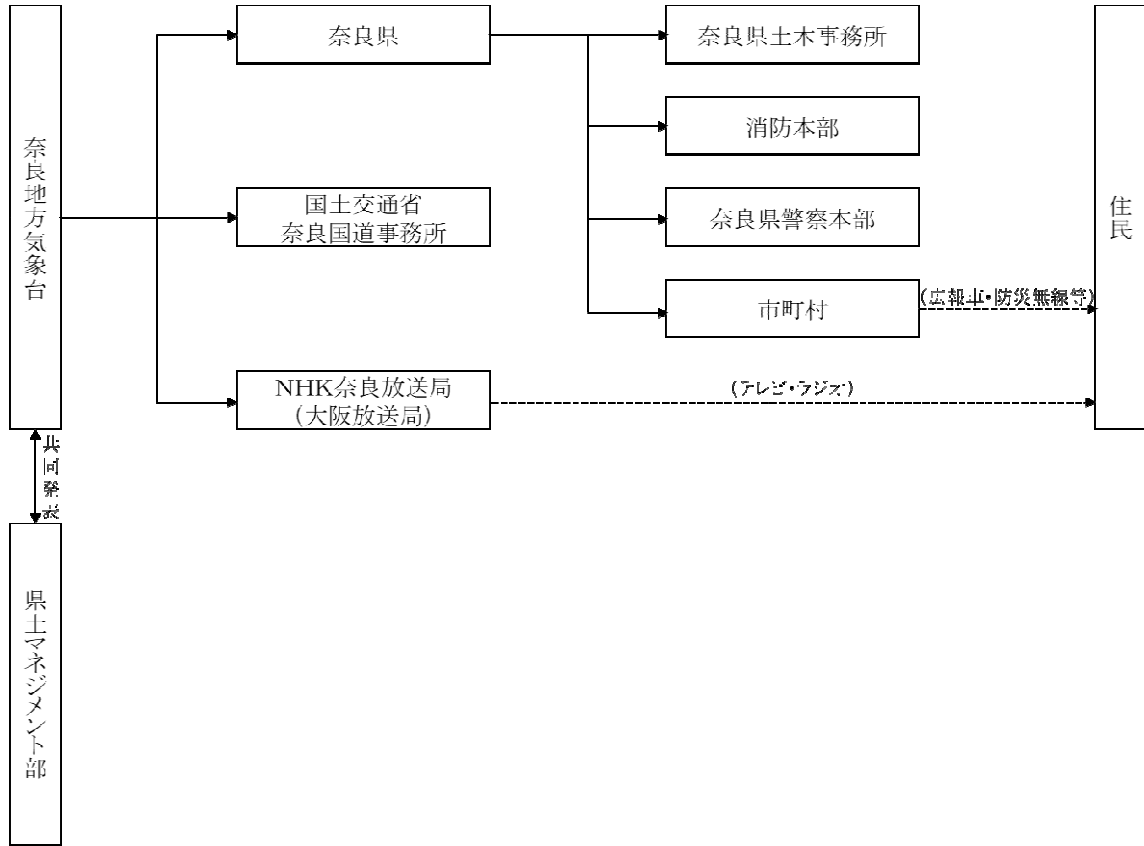
○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部(大塔町以外)と五條市南部(大塔町のみ)に分割して発表している。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・県内で震度5強以上の地震を観測した場合
 - ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
- 詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年9月8日～平成24年11月27日）。

⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要について記載

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報	大雨警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	大雪警報	<u>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風警報	<u>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u>
	波浪警報	<u>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	高潮警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
注意報	大雨注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	大雪注意報	<u>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	強風注意報	<u>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>

水害・土砂災害等編 第3章 災害応急対策計画

<u>波浪注意報</u>	<u>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
<u>高潮注意報</u>	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
<u>濃霧注意報</u>	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
<u>雷注意報</u>	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>
<u>乾燥注意報</u>	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>
<u>なだれ注意報</u>	<u>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
<u>着雪注意報</u>	<u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
<u>融雪注意報</u>	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</u>
<u>霜注意報</u>	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>
<u>低温注意報</u>	<u>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。</u>

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

② 火災警報

市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

(3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。

これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第30節 水防活動計画」参照）

2 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する。

3 気象観測所及び雨量観測所

(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所 (奈良地方気象台)

H 2 9 . 4 . 1 現在

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
能登川	奈良	奈良市西紀寺町		○	○			地域気象観測所 (気象官署)
		奈良市東紀寺町	○			○	○	
宇陀川	大字陀	宇陀市大字陀下竹	○	○	○	○		地域気象観測所
布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○	○	○		地域気象観測所
大谷川	五條	五條市三在町	○	○	○	○		地域気象観測所
北山川	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○	○	○		地域気象観測所
十津川 (熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○	○	○		地域気象観測所
太郎路川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路				○		地域雨量観測所
寺川	田原本	磯城郡田原本町				○		地域雨量観測所
吉野川 (紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝				○		地域雨量観測所
柿本川	葛城	葛城市寺口				○		地域雨量観測所
十津川 (熊野川)	玉置山	吉野郡十津川村玉置山				○		地域雨量観測所
洞川	天川	吉野郡天川村大字洞川				○		地域雨量観測所
西の川	下北山	吉野郡下北山村佐田				○		地域雨量観測所

(2) 雨量観測所 (河川課)

① 奈良県

H29.4.1現在

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
佐保川	奈良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
打滝川	柳生	奈良市柳生町 (市立柳生公民館)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布目川	都祁	奈良市針町 (都祁行政センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
岩井川	八条高架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
岩井川	八条高架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
布留川	天理	天理市長滝町 (天理ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
高瀬川	米谷	天理市福住町 (米谷観測所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
檜川	白川	天理市和爾町 (白川ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
秋篠川	郡山	大和郡山市北郡山町 (郡山土木事務所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
富雄川	高山	生駒市高山町 (生駒消防署北出張所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
高田川	高田	大和高田市東中 (高田土木事務所)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛城川	葛城山	御所市櫛羅町 (国民宿舎葛城高原ロッジ)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛下川	香芝	香芝市本町 (香芝市消防本部)	自記 テレメータ	高田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
大和川	桜井	桜井市上之庄 (桜井土木事務所)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191

① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
寺川	多武峰	桜井市多武峰 (多武峰第1駐車場)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	笠	桜井市笠 (JAならけん)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	初瀬	桜井市初瀬 (初瀬ダム管理センター)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540
高取川	高取	高市郡高取町観覚寺 (高取町役場)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
宇陀川	宇陀	宇陀市大宇陀区迫間90番地 の1(宇陀土木事務所)	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野 (御杖村役場)	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
吉野川 (紀の川)	上市	吉野郡吉野町上市 (吉野土木事務所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	迫	吉野郡川上村迫 (川上村役場)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	大台	吉野郡上北山村西原 (大台中継所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
北山川	河合	吉野郡上北山村河合 (吉野土木事務所工務第三課)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内 (下北山村役場)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
天川 (熊野川)	天川	吉野郡天川村沢谷 (吉野土木事務所天川駐在所)	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 (紀の川)	五條	五條市今井 (五條土木事務所)	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸 (五條市役所 西吉野支所)	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
布留川	仁興	天理市仁興 (仁興観測所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木事 務所長	0743(63)2505
大和川	小夫	桜井市小夫 (小夫観測所)	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540

① 奈良県 (つづき)

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
天 川 (熊野川)	大 塔	五條市大塔町辻堂 (大塔村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地 (五條土木事務所工務二課)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	平 谷	吉野郡十津川村平谷 (奈良交通十津川温泉バス停)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
池 津 川	野迫川	吉野郡野迫川村北股 (野迫川村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
青蓮寺川	曾 爾	宇陀郡曾爾村大字今井 (曾爾村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
高 見 山	東吉野	吉野郡東吉野村大字小川 (東吉野村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431

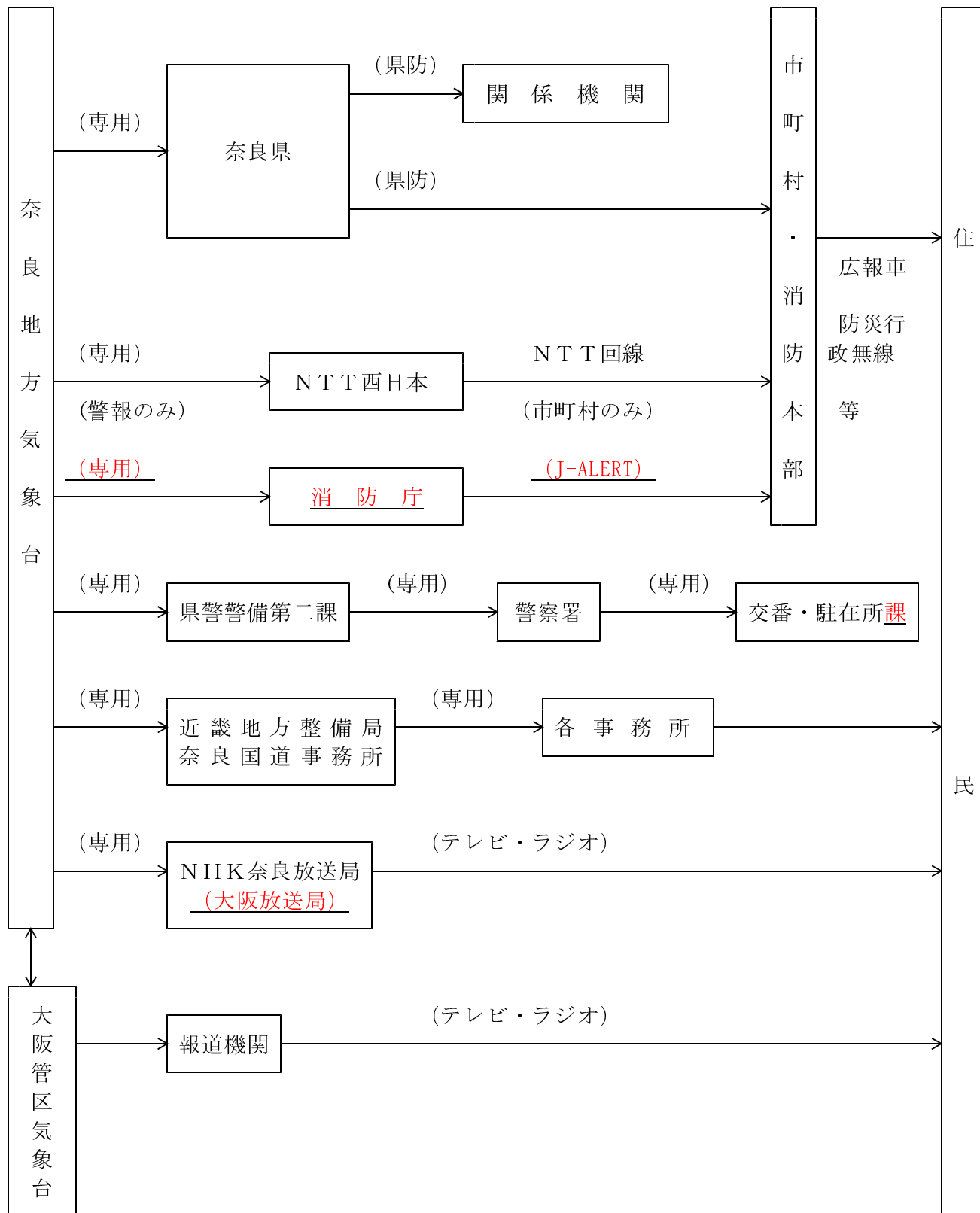
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
<u>新宮川(熊野川)</u>	虻 峠	吉野郡天川村虻峠	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	九 尾	吉野郡天川村九尾	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	川 迫	吉野郡天川村北角	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	天 辻	五條市大塔町 <u>簾</u>	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(中原川)</u>	柞 原	吉野郡野迫川村柞原	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>新宮川(熊野川)</u>	猿 谷	五條市大塔町辻堂	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	入之波	吉野郡川上村入之波 <u>字二股谷</u>	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	柏 木	<u>吉野郡川上村北和田</u>	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川(中奥川)</u>	中 奥	吉野郡川上村中奥	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川(大和丹生川)</u>	夜 中	五條市西吉野町夜中	自記テレメータ	和歌山河川国道事務所
<u>紀の川</u>	大台ヶ原	<u>吉野郡上北山村小椽大台山</u>	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	武 木	吉野郡川上村武木	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	妹 背	吉野郡吉野町河原屋	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川(高見川)</u>	高 見	<u>東吉野村小栗栖</u>	自記テレメータ(ロカ ⁺)	紀の川ダム統合管理事務所
<u>紀の川</u>	大 滝	<u>川上村字大滝</u>	<u>テレメータ</u>	紀の川ダム統合管理事務所
大和川(初瀬川)	初 瀬	<u>桜井市岩坂</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(布留川)</u>	天 理	<u>天理市石上町 天理北中学校</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(寺川)</u>	八 木	<u>橿原市新賀町 八木中学校</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(葛城川)</u>	葛 城	<u>御所市室</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(竜田川)</u>	生 駒	<u>生駒市門前町</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
	榎 木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王 寺	<u>生駒郡三郷町勢野東 6 丁目</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(佐保川)</u>	川 上	<u>奈良市川上町向山内石ヶ峰</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(葛下川)</u>	当 麻	<u>葛城市長尾</u>	自記テレメータ	大和川河川事務所
<u>大和川(岡崎川)</u>	北窪田	<u>生駒郡安堵町窪田</u>	自記テレメータ(ロカ ⁺)	大和川河川事務所
<u>淀川(布目川)</u>	針ヶ別所 <u>2</u>	奈良市針ヶ別所町字ハカノツリ 96-3	<u>自記テレメータ(ロカ⁺)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(青蓮寺川)</u>	土屋原 <u>2</u>	宇陀郡御杖村土屋原	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(神末川)</u>	神 末	宇陀郡御杖村神末	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>

② 国土交通省（つづき）

流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
<u>淀川(山粕川)</u>	山粕	宇陀郡曾爾村山粕	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(太良路川)</u>	太良路	宇陀郡曾爾村太良路	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(笠間川)</u>	香酔山	奈良市都祁吐山	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(宇陀川)</u>	榛原 ₂	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(内牧川)</u>	高井 ₂	<u>宇陀市榛原高井</u>	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(芳野川)</u>	岩端 ₂	宇陀市菟田野区岩端143	<u>自記テレメータ(ロガー)</u>	木津川上流河川事務所
<u>淀川(阿清水川)</u>	龍口	宇陀市室生区西谷	自記テレメータ	<u>紀伊山系砂防事務所</u>
<u>淀川(青蓮寺川)</u>	曾爾	宇陀郡曾爾村大字塩井字念仏堂19	自記テレメータ	(独)水資源機構
<u>淀川(芳野川)</u>	古市場	宇陀郡菟田野区古市場 <u>1 2 0 7</u>	自記テレメータ	(独)水資源機構

第2 情報の受理、伝達

1 伝達系統概念図



(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線または専用無線を表す。

2 奈良地方気象台の措置

気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。

奈良県防災統括室

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

日本放送協会奈良放送局

西日本電信電話株式会社（N T T西日本）

3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等より市町村、消防本部等関係機関に伝達する。

4 県警察本部の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。

- (1) 県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。
- (2) 伝達を受けた警察署は、速やかに県内交番及び駐在所に伝達する。
- (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と併せてまたは別個にその対策をそれぞれ指示する。

5 市町村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) N T T西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、または通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 市町村から住民への伝達系統等必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

6 特別警報にかかる市町村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、市町村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

7 放送機関の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、できる限り速やかに県内の住民及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送にあたっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のため放送時間、放送回数等に留意して行う。

8 NTT西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

9 その他の措置

災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置によることができないときは、関係機関が相互に連絡をとり気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

第3 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し、大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置した場合には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（本章「第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第12節 受援体制の整備」参照）

5 民間事業所による情報収集

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

6 ボランティアによる情報収集

砂防巡視員、砂防ボランティア等からの災害情報収集を行う。

7 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

(2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第4 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療・環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

- ⑦ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑧ 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑨ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑩ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑪ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- ⑫ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

3 直接報告基準

市町村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(1) 災害即報

第4の2の⑦及び⑧のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

また、「第4 3 (1) 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による

被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第3号様式)により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第6 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に報告する。

第7 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第8 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項(本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照)について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

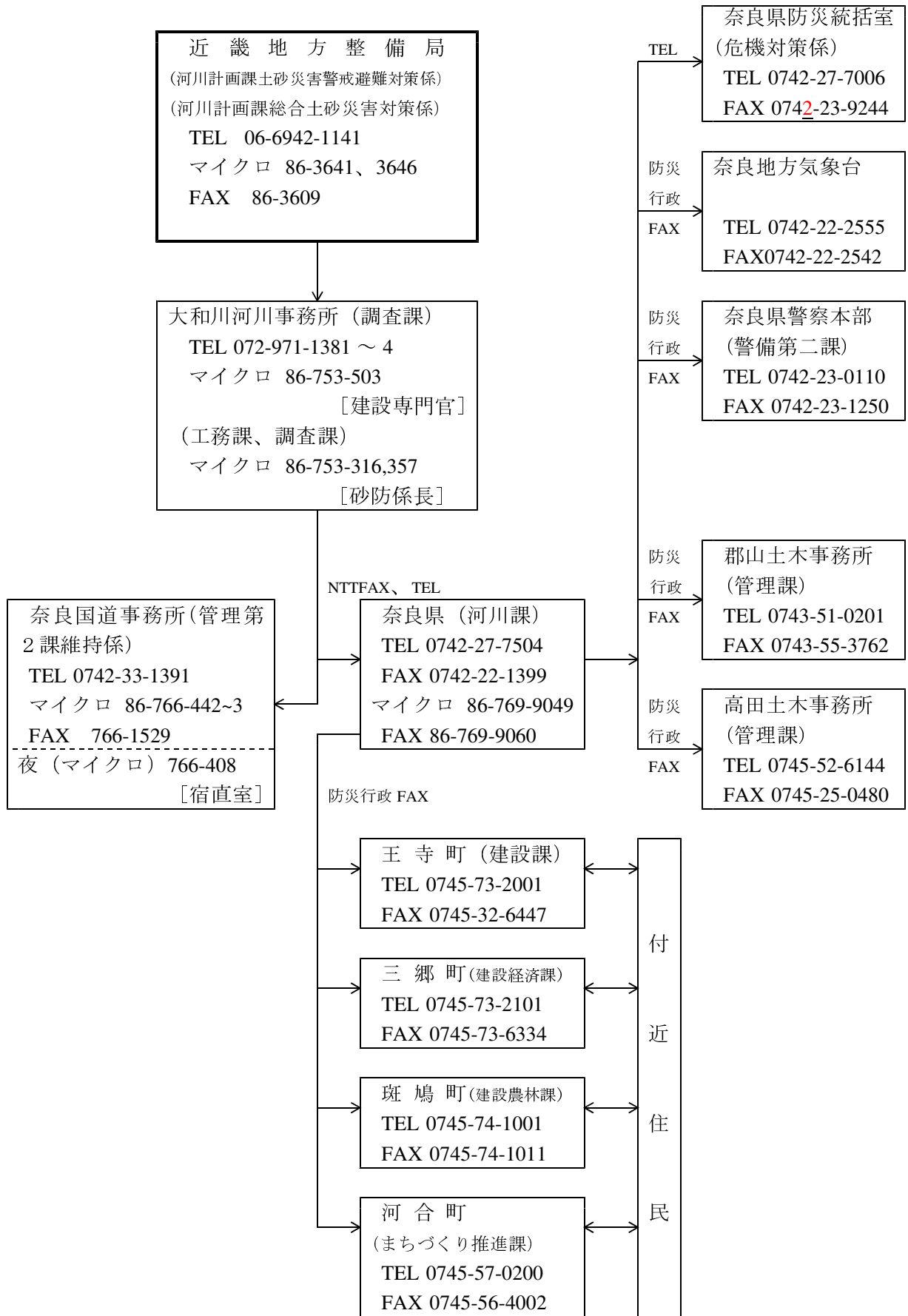
3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第10 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉



第 7 節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第 1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注 1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注 1)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

（注 1）気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

震度については、「本節第 3 気象庁による震度階級関連解説表」を参照。

（2）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度 3 以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度 1 以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

（3）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版） ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。

<p><u>地震解説資料 (詳細版)</u></p>	<p><u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・奈良県で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u></p>	<p><u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u></p>
<p><u>奈良県の地震</u></p>	<p><u>・定期(毎月初旬から中旬)</u></p>	<p><u>地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u></p>

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

- ① 東海地震に関連する調査情報(臨時)
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報。防災対応は特になし。
- ② 東海地震に関連する調査情報(定例)
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。
- ③ 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
- ④ 東海地震予知情報
東海地震の発生の恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発表された場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

(5) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>
南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5~30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の

		<p><u>地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u></p> <p><u>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p>
	調査終了	<p><u>○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

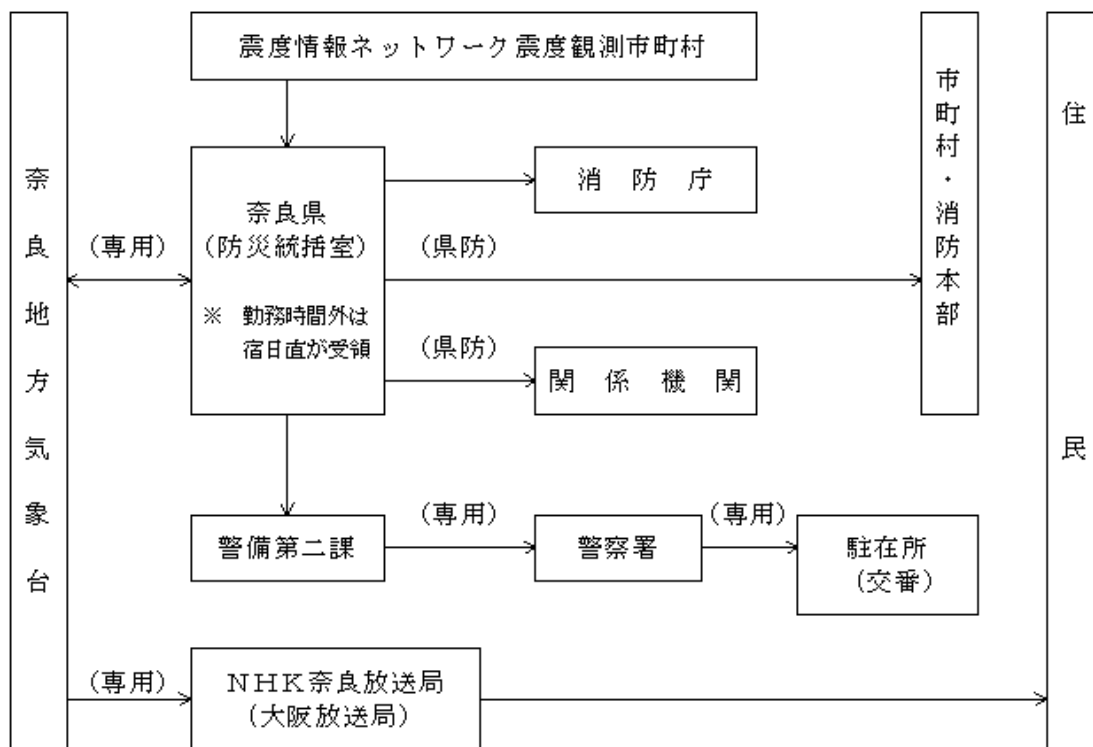
県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度 1 以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度 3 以上で県内市町村及び消防本部に、震度 4 以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第 4 施設団に通知する。



(県防) は県行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（第3章「第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第13節 受援体制の整備」参照）

5 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

6 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

(2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、（第3章第4節 災害時要援護者の支援計画 参照））。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、 避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村 (県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村 (県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村 (県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村 (県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市町村

2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑦ 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ⑧ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。

- ⑨ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

3 直接報告基準

市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

第4 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政通信ネットワーク等で県防災統括室に報告する。

また、「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第5 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第6 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総

理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第7 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 被害状況等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備

えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

別紙 7

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総務部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地域振興部長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副部長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福祉医療部 部長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) (子ども・女性局長) 副部長 (福祉医療部局次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に関すること 2. 本県への避難者の生活支援に関すること 3. 本県への避難者のニーズ把握に関すること
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する こと
	長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する こと
	子ども家庭班 ○ (子育て支援課長) (子ども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関す ること
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関するこ と
	医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. DMAT等の派遣に関すること 2. 保健医療活動に関すること
	保健支援班 ○ (健康推進課長) (疾病対策課長)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関すること 2. 保健師等の派遣に関すること

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
暮らし創造部 長 (暮らし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (暮らし創造部次長) (景観・環境局次長)	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に災害時要援護者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・雇用振興部 部 長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	〇 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	〇 救援物資班 (マーケティング課長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部 まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事
	〇 建築班 (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事
	住宅班 (住まいまちづくり課長) (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 3. 住宅相談窓口の設置に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、〇がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警備警護・危機管理 対策参事官) (付・警備第二課長)	1. 警察業務に関すること

第3.1節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

水防計画書の定めに基づき、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防衛及びこれに因る被害の軽減を図っていく。

水防活動計画は、奈良県水防計画によるものとする。(以下、水防計画から抜粋)

第1 水防配備と出動

1 奈良県水防本部員の水防配備

水防勤務活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位(通報水位)を越えるなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想される時は、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。常時勤務から水防配備体制への切り換えを确实迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

2 水防管理団体(市町村)の水防配備

各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団(消防団)又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

3 水防団(消防団)又は消防機関の出動準備・出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団(消防団)又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班(所轄土木事務所)に報告する。

- ① 水防警報第2段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。

- ① 水防警報第3段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測される時。
- ③ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講ずるものとする。

(3) 現地指導班（土木事務所）の対応

上記（1）、（2）の報告を受けた現地指導班長は、水防本部に報告すること。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

① 水防管理団体（市町村）

水防法第9条に基づき、水防管理者は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄土木事務所に連絡すること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

水防管理者より水防上危険であると認められる箇所がある旨報告を受けたとき、現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、その旨を速やかに近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

① 水防管理団体（市町村）

ア 水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。

イ 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

ア 現地指導班長（土木事務所長）は水防管理者から前項の異常を発見した旨、報告を受けたとき、水防本部に報告するとともに、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

イ 現地指導班長（土木事務所長）は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者、量水標管理者に急報するとともに、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせるものとする。

ウ 現地指導班長（土木事務所長）は、氾濫注意水位に達した河川、当該河川の工事中箇所、その他特に重要な水防箇所等については、水防管理団体の巡視連絡員に加え適時担当者を現場の巡視に当たらせるものとする。

エ 現地指導班長（土木事務所長）は、下流にある現地指導班長に氾濫注意水位（警戒水位）を通知し、下流にある現地指導班長の水防に協力する。

オ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じるものとする。

第2 雨量・水位の通報

1 雨量の通報

水防本部は、管下各現地指導班長と緊密な連絡をとり、奈良県所轄の雨量を次のとおり報告させる。

(1) 報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は県水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。

(2) 報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報によって通知するものとする。

(3) 注意報及び警報に資するため雨量観測資料を必要に応じ奈良地方気象台に通報する。

2 水位の通報

水防管理団体（水防の責任のある市町村及び水防（消防）事務組合）の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに、直轄現地指導班長に報告しなければならない。（水防法第12条）

また、現地指導班長は次の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をとるものとする。

(1) 報告とその間隔

- ① 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- ② 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- ③ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ④ 避難判断水位に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- ⑥ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下ったとき
- ⑦ 避難判断水位を下ったとき
- ⑧ 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- ⑨ 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

(2) 報告様式

水位は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信

ネットワーク又は電報にて報告するものとする。

3 情報交換の徹底

- (1) 各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量水位観測者から正確な資料を敏速に入手しなければならない。
- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換(洪水対応ホットライン等)に努めなければならない。
※洪水対応ホットラインとは危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認した時に、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。
- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、FAX、防災行政通信ネットワークにて行うものとし、送受信の記録(送受信者名、送受信日時等)は必ず行うこと。
- (4) 水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、消防署(団)、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に情報の交換を行うものとする。

第3 水防警報とその措置

国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川(水防警報河川)で洪水等による災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1 知事の発する水防警報

(1) 対象河川(水防警報河川) (第4に記載の「2 知事が指定した河川」参照)

(2) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	<u>水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。</u>
第2段階	準 備	<u>水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。</u>
第3段階	出 動	<u>水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。</u>

第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(3) 措置

① 県水防本部

現地指導班長（土木事務所長）は、各機関より通知される気象状況並びに河川の水位等を判断し、管内水防管理団体と密接な連絡を保ち、②の発表基準に示す事態となったとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等の場合は速やかに水防警報河川に水防警報を発するとともに、県水防本部長、関係警察署長、関係交通機関等に通知しなければならない。

通知を受けた、県水防本部長は、国土交通省関係河川事務所長、関係現地指導班長、その他関係機関へ通知し、現地指導班長は関係水防管理者（市町村長）、その他関係機関へ通知すること。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及びため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(4) 水防警報の解除

現地指導班長（土木事務所長）は、事態の推移を判断して当該区域の水防警報を解除すること。通知処理は発表時の①、②と同系統とする。

(5) 発表様式

情報伝達様式、基準等編 3. 参照

2 国土交通大臣が発する水防警報

(1) 対象河川（水防警報河川）

国土交通大臣が水防警報を発する河川（水防警報河川）は、大和川、曾我川、佐保川、木津川、宇陀川、名張川及び吉野川（紀の川）の7河川で、発表に際しては区間を指定

して行われる。（第4に記載の「1 国土交通大臣が指定した河川」参照）

(2) 水防警報の発表基準

（水防警報の発表基準は各河川とも同一で次の4段階に分かれて発表される。）

階 級	警報の種類	内 容
第1段階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。

第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量または水位に基づいて行う。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(3) 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、各河川とも対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対して各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

		河川名	大和川	宇陀川	名張川	吉野川 (紀の川)	木津川
		対象量 水標	番条・板東 ・保田	安部田	名張	五條	岩倉
水 防 警 報	待 機	氾濫注意水位(警戒水位)に達する 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約4時間前	同左 約3時間前
	準 備	// 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約3時間前	同左 約2時間前
	出 動	// 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約2時間前	同左 約1時間前
	解 除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動を必要としなくなったとき。					
	水 位	適宜					

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

(4) 措置

① 県水防本部

国土交通省各河川事務所から通知を受けた県水防部長は、関係現地指導班長、関係水防管理者(市町村長)、奈良地方気象台長、警察本部長、自衛隊奈良地方連絡部長、関係消防本部、報道機関等へ通知し、現地指導班長は、関係警察署長、関係交通機関へ通知すること。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署(団)、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)及びため池管理者に通知すること。

第4 水位周知河川における水位到達情報

1 国土交通大臣が指定した河川

知事は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣から氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）到達情報の通知を受けたときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

曾我川、佐保川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法13条の4に基づき、国土交通省河川事務所より市町村へ直接通知される。

2 知事が指定した河川

知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

大和川水系 18 河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・
高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・
佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川
米川・地蔵院川・岩井川・能登川

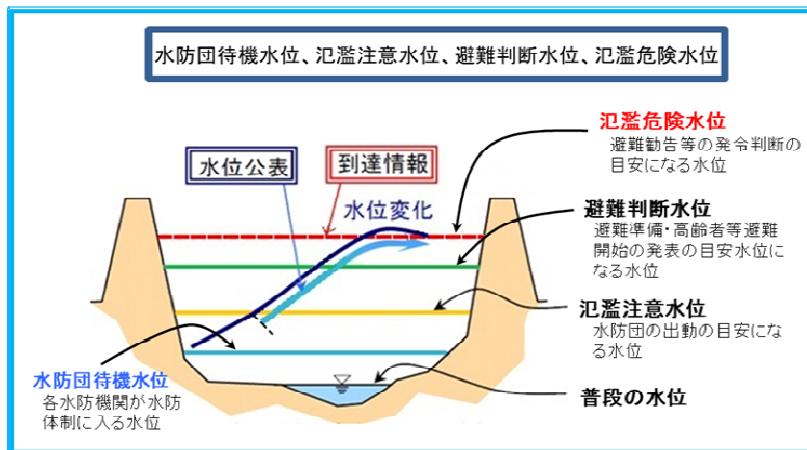
紀の川水系 3 河川 … 紀の川・丹生川・高見川

淀川水系 2 河川 … 宇陀川・芳野川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法13条の4に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。



第5 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

(1) 発表する情報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第6 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第7 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平常から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位(通報水位)又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

第8 決壊の通報並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。

水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

第9 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

(防災統括室)

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合には、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

①日頃からの地震の備えの再確認

a. 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

b. 避難場所・避難経路の確認

c. 家族等との安否確認手段の取り決め

d. 家庭等における備蓄の確認

②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 県及び市町村等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び県民に伝達する。

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

②国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 県及び市町村等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 県及び市町村等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第7節 地震発生時の応急

対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

(1) 県や市町村、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

(2) 県民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 県は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、県民に密接に関係のある事項について周知する。また、県民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。